

福岡県政務活動費の交付に関する条例（案）

（趣 旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十四項から第十六項までの規定に基づき、福岡県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、福岡県議会における会派に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第二条 政務活動費は、福岡県議会の会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）が実施する調査研究、研修、広聴・広報、要請・陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（政務活動費の交付対象）

第三条 政務活動費は、会派に対し交付する。

（政務活動費の額）

第四条 会派に対する政務活動費の額は、当該会派の所属議員の数に月額五十万円を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数とする。ただし、同日において所属議員に福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第三十五号）第三条第四項又は第五項の規定により前月の議員報酬が支給されなかった者があるときは、当該議員の数は、所属議員の数から除算する。

3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一つの会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一つの会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一の議員について重複して行うことができない。

(会派の届出)

第五条 議員が会派を結成し、会派に対する政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は別に定める様式により会派結成届を議長に提出しなければならない。

2 会派結成届の内容に異動が生じたときは、その代表者は別に定める様式により会派異動届を議長に提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、その代表者は別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派の通知)

第六条 議長は、前条第一項の規定により会派結成届のあった会派について、毎年度四月五日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度途中において、会派結成届、会派異動届又は会派解散届が提出されたときは、別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

(政務活動費の交付決定)

第七条 知事は、前条の規定により通知のあった会派について、政務活動費の交付の決定を行い、議長を経由して会派の代表者に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

第八条 会派の代表者は、前条の規定による通知を受けた後、毎月五日までに、別に定める様式により、知事に対し当該月分の政務活動費を請求するものとする。

2 会派の代表者は、前項の規定により難いときは、知事が別に定めるところにより請求するものとする。

3 知事は、前二項の規定による請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。

(収支報告書等)

第九条 会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により、政務活動費の交付を受けた年度の翌年度の四月三十日までに議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、別記様式により、消滅した日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

3 会派の代表者は、前二項の規定により収支報告書を提出するときは、領収書その他の支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を添付しなければ

ならない。

（政務活動費の返還）

第十条 会派の代表者は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において行った政務活動費による支出（第二条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

（収支報告書等の保存及び閲覧）

第十一条 第九条の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）は、これを受領した議長において、政務活動費の交付された年度の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、福岡県情報公開条例（平成十三年福岡県条例第五号）第七条第一項各号の非開示情報を除き、閲覧に供するものとする。

（透明性の確保）

第十二条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委 任）

第十三条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付その他この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年条例第四十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年条例第五十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年条例第二十五号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年条例第三十号）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

- 2 この条例による改正後の福岡県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する日から施行する。
- 2 この条例による改正後の福岡県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に交付決定される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の福岡県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付決定された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に提出されている旧条例第四条の規定による会派の届出は、この条例施行の日において新条例第五条の規定により提出された会派の届出とみなす。

別表 政務活動に要する経費(第2条関係)

経 費	内 容
調 査 研 究 費	会派(所属議員を含む。以下同じ。)が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 ・ 広 報 費	会派が行う県政に関する政策等の広聴・広報活動に要する経費
要請・陳情等活動費	会派が行う要請・陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	所属議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別記様式（第 9 条関係）

年 月 日

福岡県議会議長

殿

会派名

代表者名



年度政務活動費に係る収支報告について

福岡県政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年福岡県条例第 1 号）第 9 条に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

(別紙)

年度政務活動費収支報告書
(年 月 ～ 年 月分)

会派名

1 収 入

政務活動費 _____ 円

2 支 出

(単位：円)

経 費	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 聴 ・ 広 報 費		
要請・陳情等活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余

_____ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。